

静岡県スポーツ推進計画(案)

第1章 改定にあたって

- 1 計画改定の経緯
- 2 計画の趣旨
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 本計画の対象

第2章 スポーツ推進計画の進捗状況

- 1 スポーツ推進計画の検証
- 2 スポーツに関する静岡県の姿(本県を取り巻く課題)

第3章 基本理念と基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第4章 具体的な施策の展開

- 1 体系図
- 2 施策の展開

基本方針1 スポーツによる豊かで、幸せな暮らし・社会の実現

- 柱1 楽しさ・喜びにあふれるSport in Life の実現
- 柱2 スポーツを通じた誰もが活躍できる社会の実現
- 柱3 スポーツにおける人間性や競技力の向上(調整中)

基本方針2 スポーツの魅力による地域活力の醸成

- 柱4 スポーツによる地域の活性化
- 柱5 スポーツの成長産業化

参考資料

第1章 改定にあたって

(1) 計画改定の経緯

本県では、2005(平成17)年3月に基本理念を「県民の健康で明るい生活を支えるスポーツの振興」とする「静岡県スポーツ振興基本計画」を策定しました。

続いて2011(平成23)年3月には、「『ふじのくに』生涯スポーツ社会の実現」を基本理念とし、概ね10年を見据えた新たな「静岡県スポーツ振興基本計画」を策定しました。

なお、同年6月には、日本スポーツの根幹となっている、「スポーツ振興法」が改定され、「スポーツ基本法」が制定されています。さらに、2012(平成24)年3月には、国において「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」が策定されました。

本県では、これらの動向を受け、2014(平成26)年7月に本県のスポーツ推進の基本的な方向を示す「静岡県スポーツ推進計画」を策定しています。この計画の目標年次は、「スポーツ振興基本計画」と同様に2020(平成32(令和2))年とし、2017(平成29)年頃に見直しを検討することを規定しています。

更に、2017(平成29)年3月には、文部科学省が2017(平成29)年度からの5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示した「第2期スポーツ基本計画」を発表しています。

これを受け、本県では2018(平成30)年に、「スポーツの聖地づくり」を新たな理念とした、「静岡県スポーツ推進計画」を改定しました。さらに、2022年(令和4年)3月には、基本理念を引き継ぎながら、「後期アクションプラン」や国の「第3期スポーツ基本計画」を受け、同じ2025(令和7)年度を目標年次とする「第3期スポーツ推進計画」を策定しました。

現在、県の総合計画の改定が進められていることを受け、「オール静岡で実現する、スポーツによるウェルビーイングの向上」を新たな基本理念とする、「静岡県スポーツ推進計画」を策定しました。

(1) 計画改定の経緯

年度	国	静岡県
2005	■ スポーツ振興基本計画(10年間) の策定	■ スポーツ振興基本計画の策定 基本理念:「県民の健康で明るい生活を支えるスポーツの振興」
2006	■ スポーツ立国戦略の策定	■ スポーツ振興基本計画の改定 基本理念:「『ふじのくに』生涯スポーツ社会の実現」
2007	■ 第1期スポーツ基本計画(5年間) の策定	■ スポーツ推進計画の策定 スポーツ推進の基本的な方向を示す「静岡県スポーツ推進計画」を策定
2008	■ 第2期スポーツ基本計画(5年間) の策定	■ スポーツ推進計画の改定 基本理念:「スポーツの聖地づくり」
2009		
2010	■ 第3期スポーツ基本計画(5年間) の策定	■ スポーツ推進計画の改定 基本理念:「スポーツの聖地づくり」を引継ぐ
2011		■ スポーツ推進計画の改定(今回計画) 基本理念:「オール静岡で実現する、スポーツによる県民のウェルビーイン グの向上」
2012		
2013		
2014		
2015		
2016		
2017		
2018		
2019		
2020		
2021		
2022		
2023		
2024		
2025		
2026		
2027		
2028		

(2) 計画の趣旨

スポーツ基本法において、各都道府県は国「スポーツ基本計画」を参照して、その地方の事情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

県においては、「オール静岡で実現する、スポーツによるウェルビーイングの向上」に向けたビジョンを市町や県民と共有しながら、地域の特性に応じた施策を総合的に進める指針となる計画とします。

- イベント中心の取り組みから日常でのスポーツ振興への転換を目指した現計画の方向性を引き継ぐ
- ウェルビーイングの視点を取り込むため、計画理念を「スポーツによる県民のウェルビーイングの向上」とし取組を推進
- スポーツの成長産業化の推進

(3) 計画の性格

- 本計画は、本県のスポーツ推進の基本的な方向性を示すものです。
- 本計画は、静岡県スポーツ推進審議会による審議等を踏まえながら策定しています。
- 本計画は、スポーツ基本法に基づく国「第3期スポーツ基本計画」を可能な限り参照しつつ、「静岡県総合計画～しづおか ウェルビーイングプラン～」を勘案した計画です。

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、県の総合計画が2028(令和10)年度を目標年度としていることを踏まえ、2025(令和7)年度～2028(令和10)年度までの4年間とします。ただし、計画の期間中に社会環境や経済状況、生活様式など状況の変化が生じた場合には、必要に応じて見直すことがあります。

(5) 本計画の対象

本計画は、健康増進を目的とする「運動」を対象範囲として捉えていきます。なお、eスポーツについては、競技スポーツや、レクリエーションとしても活用されている実態を踏まえ幅広に捉えています。

身体活動	安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する、骨格筋の収縮を伴うすべての活動
生活活動	日常生活における家事・労働・通勤通学などに伴う活動
運動	スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持増進を目的とした計画的・定期的な活動
競技スポーツ	ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツ 例)サッカー、ラグビー、野球、水泳、自転車競技、eスポーツ(※)
その他	健康増進、気晴らし、楽しみや美容を目的とした活動 例)レクリエーション、ラジオ体操、ダンス、ウォーキングeスポーツ(※)
座位行動	エネルギー消費が低い全ての覚醒中の行動 例)デスクワーク、座った状態でのテレビ視聴など

【出典】

厚生労働省 健康づくりのための身体活動基準・指針の改訂に関する検討会
「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023(令和6年1月)」

※eスポーツ

- ・「エレクトロニック・スポーツ」の略称
- ・広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称
- ・スポーツ基本法では「情報通信技術を活用したスポーツ」として位置付けられている。

【出典】

JESU(一般社団法人日本eスポーツ協会)HPより

第2章 スポーツ推進計画の進捗状況

(1) スポーツ推進計画の検証

静岡県スポーツ推進計画(2022(令和3)年度3月策定)は、各基本方針及び柱ごとに目標を掲げそれぞれ推進してきました。新たな計画の策定にあたり、これまでの計画を検証した結果は以下の通りです。

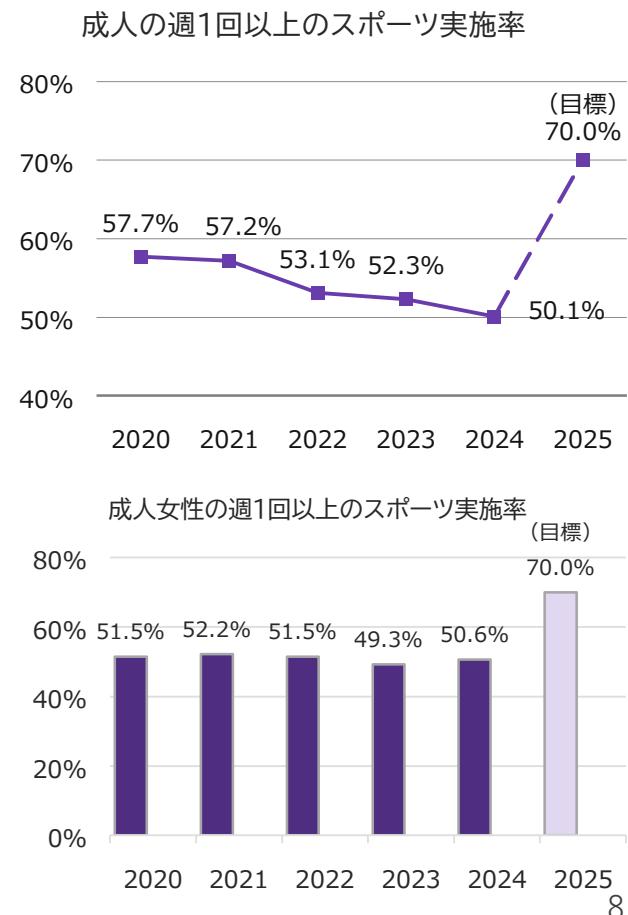
基本方針1:スポーツによる健康づくりの推進

- 柱1:幅広い世代への生涯スポーツ振興
- 柱2:スポーツ施設の整備と利活用の促進

基本方針2:スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現

基本方針3:地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化

成人の週1回以上のスポーツ実施率については、減少傾向にあり進捗に遅れがみられます。成人女性の週1回以上のスポーツ実施率の状況が、横ばい傾向となっているように、成人女性や働き盛り世代のスポーツ実施率が低いため、スポーツへの抵抗感を和らげ、気軽に参加できる機会や種目の普及に取り組んでいきます。



(1) スポーツ推進計画の検証

基本方針1:スポーツによる健康づくりの推進

柱1:幅広い世代への生涯スポーツ振興

柱2:スポーツ施設の整備と利活用の促進

【取組内容】

- ・ 子供の運動習慣の確立
- ・ 成人期に地域社会や職場でスポーツに親しむためのきっかけづくり
- ・ 高齢期の健康長寿のためのスポーツ推進
- ・ 女性のスポーツ参画

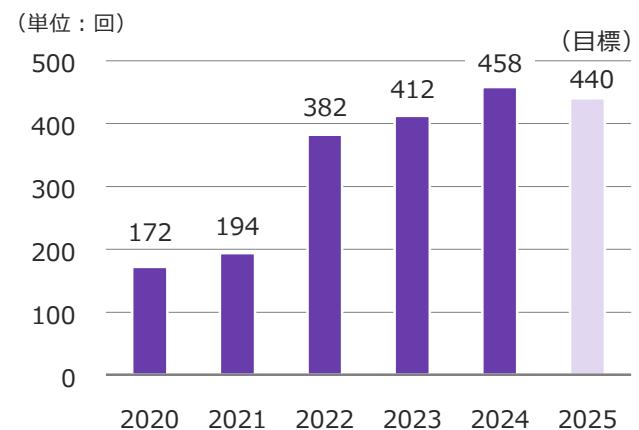
▶ 幅広い世代の県民が日常的にスポーツに親しむことを目的として、県や市町などが主催するスポーツイベント数は、コロナ禍の影響で一時的に大きく落ち込みましたが、2024年には目標値を大きく上回り、順調に推移しています。

一方で、子どもの新体力テストにおいて全国平均を上回る割合は、2021年に大幅に減少してから回復傾向にあるものの、目標値には及びません。今後も引き続き、子どもの体力向上に向けた取組みを進めていきます。

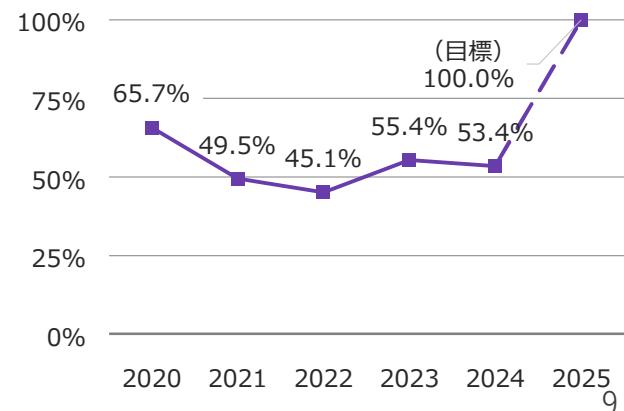
写真等

写真等

多様な年代が参加できるスポーツイベント数



新体力テストの記録が全国平均を上回る割合



(1) スポーツ推進計画の検証

基本方針1:スポーツによる健康づくりの推進

柱1:幅広い世代への生涯スポーツ振興

柱2:スポーツ施設の整備と利活用の促進

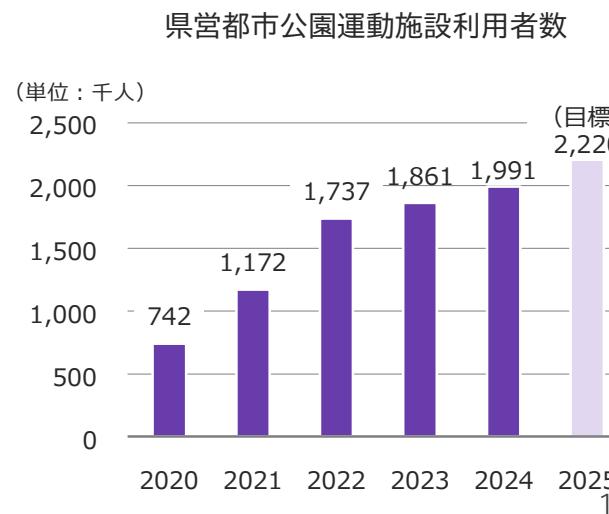
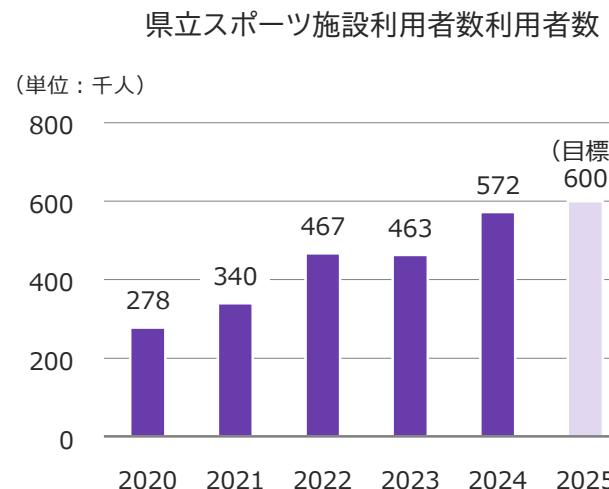
【取組内容】

- 多くの人がスポーツに親しむことができる場の提供と人材の確保
- 地域スポーツの担い手となる総合型地域スポーツクラブの充実

▶ 県立スポーツ施設は、サービス水準の向上を図ったことから順調に推移してきましたが老朽化等による修繕工事や新型コロナウイルス感染症に伴う施設利用の一部の休止による大会や合宿の減から回復せず、目標に届いていません。生涯にわたってスポーツを楽しみ、県民の健康増進、競技力の向上及び指導者養成を図る拠点として利用できる施設運営に取り組み、利用拡大を図ります。



写真等



(1) スポーツ推進計画の検証

■ 基本方針1:スポーツによる健康づくりの推進

■ 基本方針2:スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現

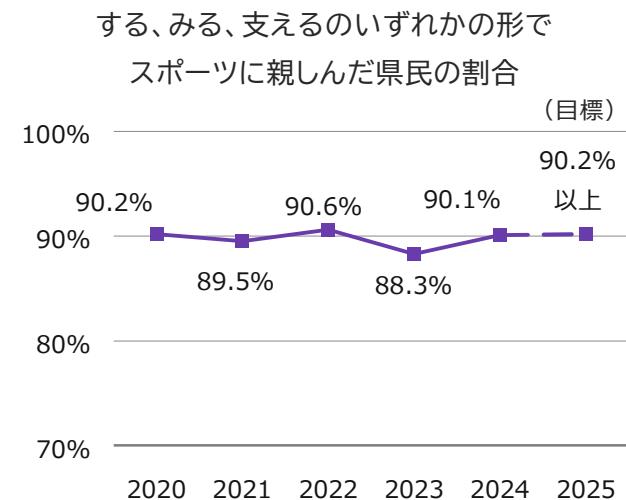
- 柱3:トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起と理解促進
- 柱4:障害の有無にかかわらないスポーツ振興

■ 基本方針3:地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化

スポーツに親しんだ県民の割合は、堅調に推移しており着実に目標値に近づいています。今後も、市町、関係団体と連携し、様々な年代が参加できるスポーツイベントの開催や、プロスポーツチームとの連携によるスポーツファンの拡大、指導者育成並びにボランティア育成による人材育成の充実により、「する・見る・支える」人の増加を図っていきます。



写真等



(1) スポーツ推進計画の検証

基本方針2:スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現

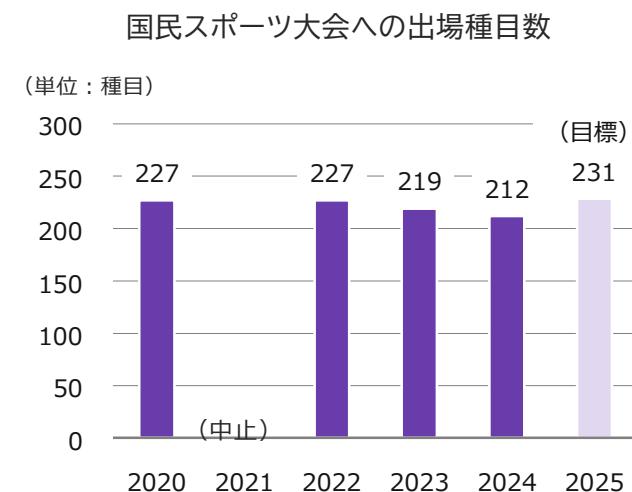
柱3:トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起と理解促進

柱4:障害の有無にかかわらないスポーツ振興

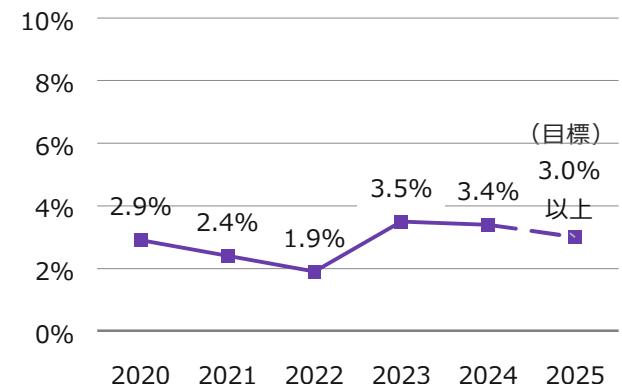
【取組内容】

- 個々に合わせた可能性を発掘し、磨きあげるジュニア世代の育成
- 活躍する姿が多くの人々に夢や感動を与えるトップアスリートの育成・支援
- 選手の能力を引き出す指導者の資質向上
- 競技力を活用した機運醸成

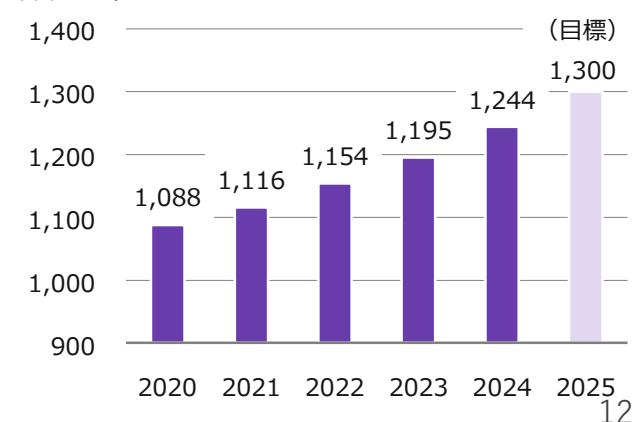
▶ オリンピックやパラリンピックの指定強化選手における県内関係選手の割合は、2022年に減少したもの、順調に回復し目標を達成することができました。また、日本スポーツ協会登録コーチの人数も順調に推移しています。一方で、国民スポーツ大会への出場種目数は、目標には届いておりません。



JOCオリンピック強化指定選手・JPパラリンピック等強化指定選手中の静岡県関係選手の割合



日本スポーツ協会登録コーチ3、4(旧公認コーチ)
累計人数



(1) スポーツ推進計画の検証

基本方針2:スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現

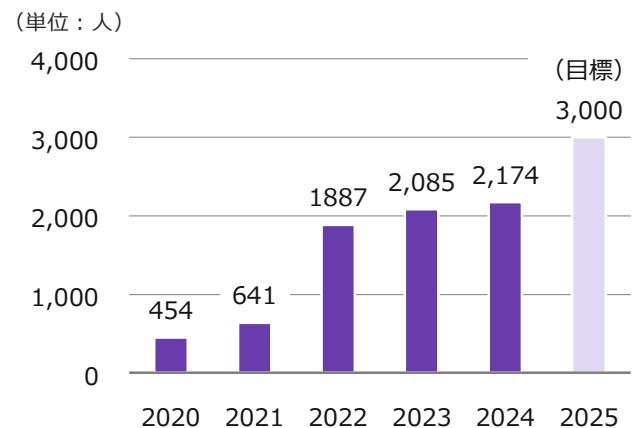
柱3:トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起と理解促進

柱4:障害の有無にかかわらないスポーツ振興

【取組内容】

- ・ 障害者スポーツの裾野拡大
- ・ パラアスリートの発掘・育成・支援

静岡県障害者スポーツ大会への参加者数



▶ 静岡県障害者スポーツ大会への参加者数は、コロナ禍後、堅調に推移しています。今後も障害の有無にかかわらず、共にスポーツを楽しむことができるよう障害者スポーツの裾野拡大を図っていきます。



写真等

(1) スポーツ推進計画の検証

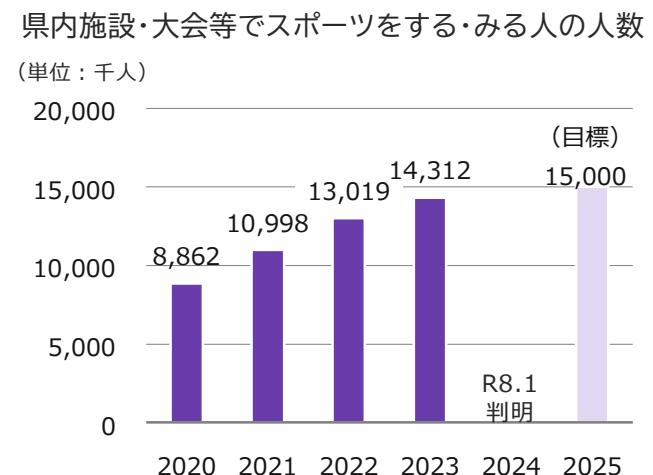
■ 基本方針1:スポーツによる健康づくりの推進

■ 基本方針2:スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現

■ 基本方針3:地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化

- └ 柱5:スポーツによる交流促進
- └ 柱6:交流を促進するための体制整備

「県内施設・大会等でスポーツをする人、みる人の人数」は、コロナ禍を経て増加傾向にあります。今後もプロスポーツチームの活躍等により上昇していくことが期待されます。
市町でのスポーツによるまちづくりの取組や、スポーツコミッショնによる大会・合宿誘致を進めることで、地域と経済の活性化を図っていきます。



(1) スポーツ推進計画の検証

基本方針3：地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化

柱5：スポーツによる交流促進

柱6：交流を促進するための体制整備

【取組内容】

- ・ スポーツを通じた多様な交流の促進
- ・ スポーツコミッショナによる地域活性化の推進

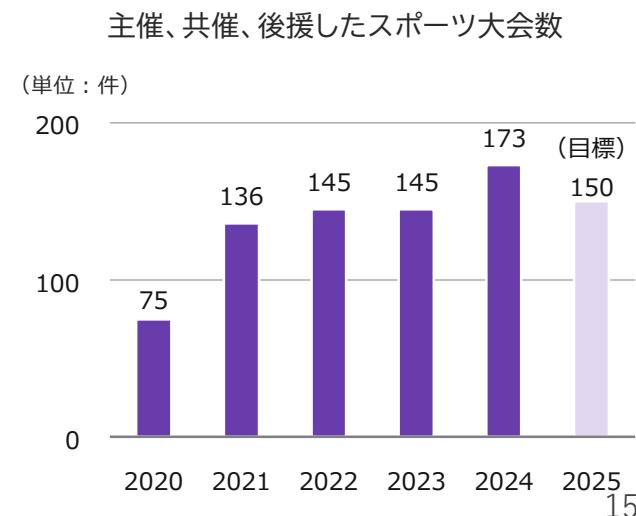
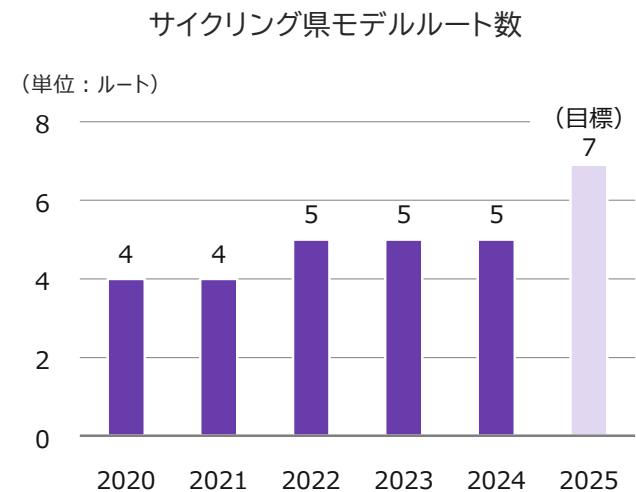
▶ サイクリング県モデルルート数は目標値に届いていません。一方、スポーツコミッショナ、市町やスポーツ団体等の働きかけにより、県内のスポーツ大会数は、目標値を大きく上回るなど順調に推移しています。



写真等



写真等



(1) スポーツ推進計画の検証

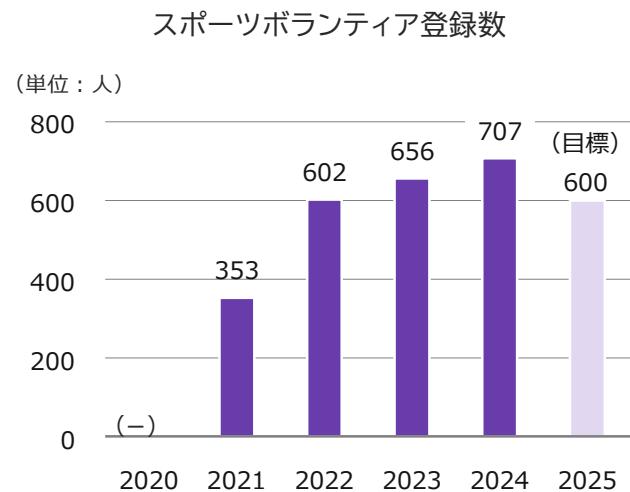
基本方針3：地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化

柱5：スポーツによる交流促進

柱6：交流を促進するための体制整備

【取組内容】

- ・ スポーツコミッショナによる地域活性化の推進



【出典】
XXX

- ▶ スポーツボランティア登録者数は、目標値を大きく上回り順調に推移しています。東京2020オリンピック大会等でのボランティアによるおもてなし活動の経験を生かし、大会後もスポーツを支える人材の中心として活躍していただくよう、ボランティア組織として「ふじのくにスポーツボランティア」を設立し、周知・登録を呼びかけたことによります。

写真等

写真等

(2) スポーツに関する静岡県の姿（本県を取り巻く課題）

静岡県の人口(年齢3区分別)及び高齢化率の推移

本県の人口は、全国の傾向と同様に減少傾向にあり、2045(令和27)年には300万人を下回り、15歳から64歳までの生産年齢人口も減少していくと予想されています。

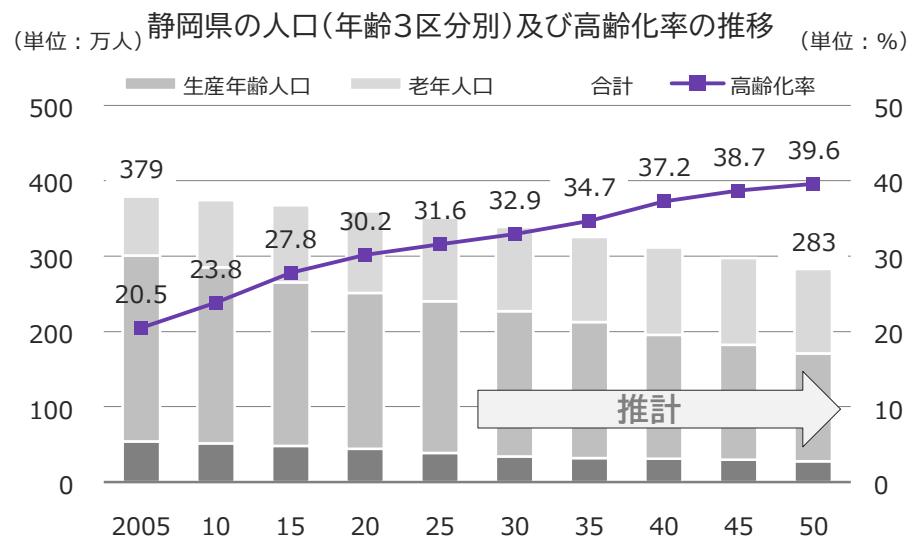
人口減少に伴い、経済規模の縮小、労働力不足、地域社会の担い手不足など、様々な課題が深刻化しています。

【出典】

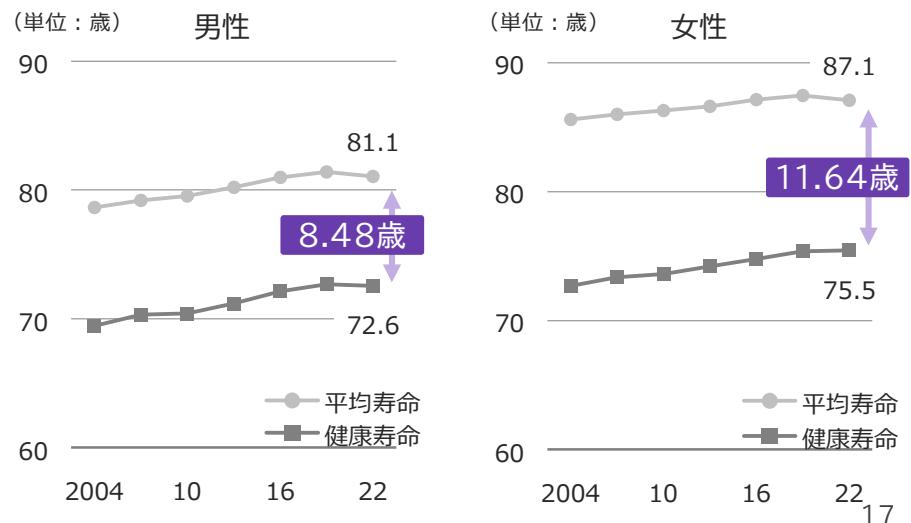
総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
2025(令和7)年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(2023(令和5)年12月公表)に基づく推計値

全国の平均寿命と健康寿命の推移

わが国は、男女ともに平均寿命が80歳を超える長寿国ですが、平均寿命と健康寿命の差は、10歳前後のまま推移しています。また、健康寿命が長いほど、自立した自分らしい生活を続けることができるため、ウェルビーイングの向上をはじめ、地域社会の維持・活性化などにつながることが期待されます。



(単位：歳) 男性



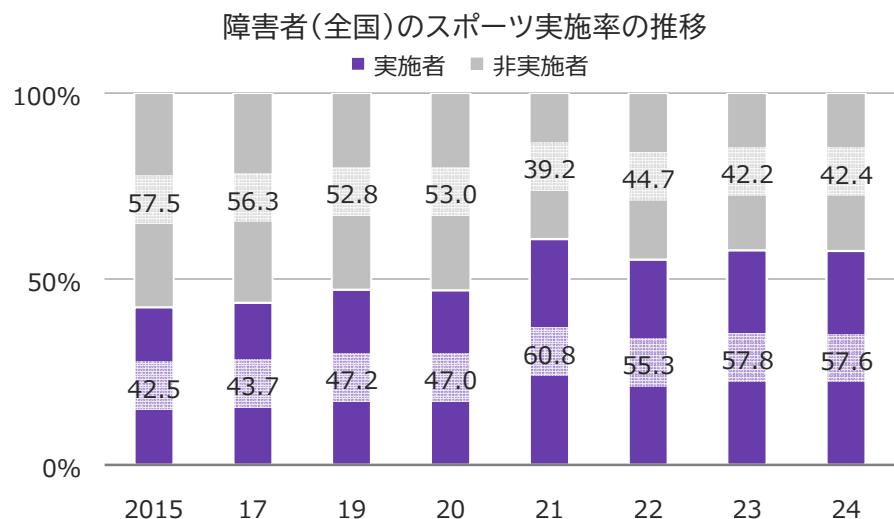
【出典】

厚生労働省「第4回 健康日本21(第三次)推進専門委員会資料(2024(令和6)年12月24日)」

(2) スポーツに関する静岡県の姿（本県を取り巻く課題）

障害者のスポーツ実施率の推移

2024年度の全国の障害のある人のスポーツ実施率は57.6%であり、2015年度と比較すると、15Pt以上増加しています。このような現状を踏まえ、障害のある人が身近な場所で、気軽にスポーツに参加できる機会の創出や、障害の有無にかかわらず共にスポーツを楽しむ環境整備が必要です。



【出典】
スポーツ庁「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究(令和7年3月)」

静岡県の公認スポーツ指導者認定者数

本県の2024(令和6)年の公認スポーツ指導者認定者数は、スポーツ指導者基礎資格「スポーツコーチングリーダー」が1,361人、競技別指導者資格「コーチ1」が4,427人となっています。地域のリーダーとして専門的な知識、技術と経験に基づきスポーツ振興を支える人材を育成・確保しています。

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
スタートコーチ（教員免許状所有者）					3	8	14
スタートコーチ（競技別資格）					226	266	304
コーチ	コーチ1	4,350	4,405	4,399	4,311	4,309	4,351
	コーチ2	436	465	499	478	475	509
	コーチ3	693	739	810	837	866	902
	コーチ4	245	258	278	279	288	293
教師	教師	83	83	80	74	73	74
	上級教師	22	22	20	20	19	17
							16

【出典】
公益財団法人日本スポーツ協会
「スポーツ指導者に関するデータ(各年10月)」

(2) スポーツに関する静岡県の姿（本県を取り巻く課題）

スポーツが個人や社会にもたらす効果

スポーツ庁の世論調査によると、スポーツが社会にもたらす効果として、人と人との交流や、豊かな人間性の育成に寄与する、さらに経済の活性化に効果があると考えられています。このように、スポーツにより身体的健康の基盤づくりになるだけではなく、精神面や社会面での幸福感や効用を踏まえ、スポーツを通じてウェルビーイングの向上を図っていきます。

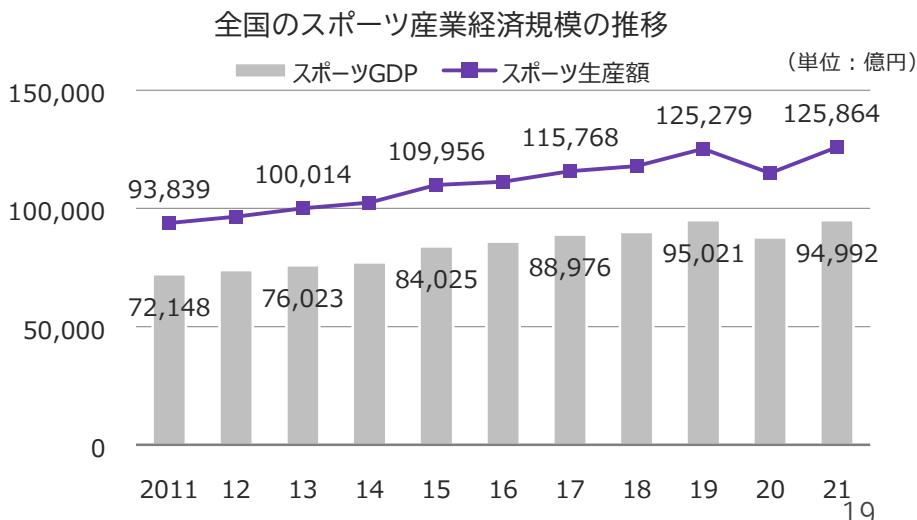
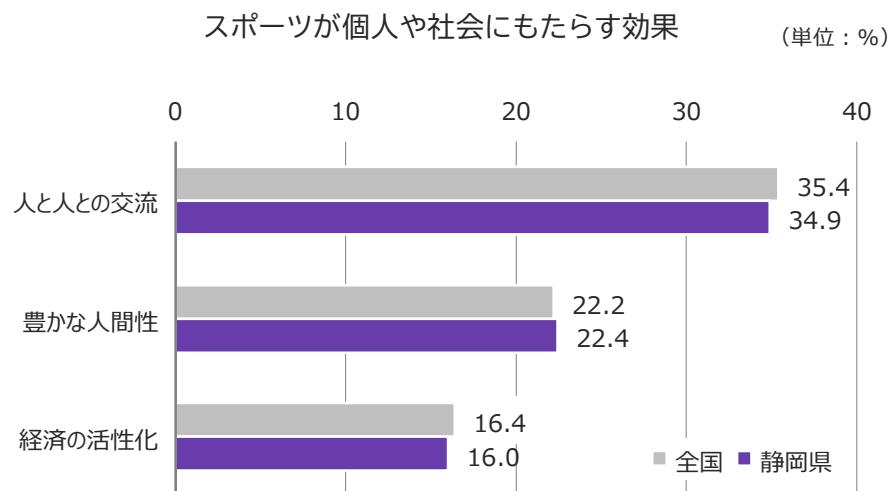
【出典】
スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査(令和6年11月調査)」

全国のスポーツ産業経済規模の推移

全国のスポーツ生産額とスポーツGDPは順調に推移する中、国は、スポーツ市場規模の目標を令和7年に15兆円と掲げ、スポーツ産業の活性化、スポーツ環境の充実、スポーツ人口の拡大の好循環を生み出すことを目指しており、我が国のスポーツ市場は、大きな変革期にあります。

プロスポーツチームが多い本県においても、「スポーツの成長産業化」が期待されています。

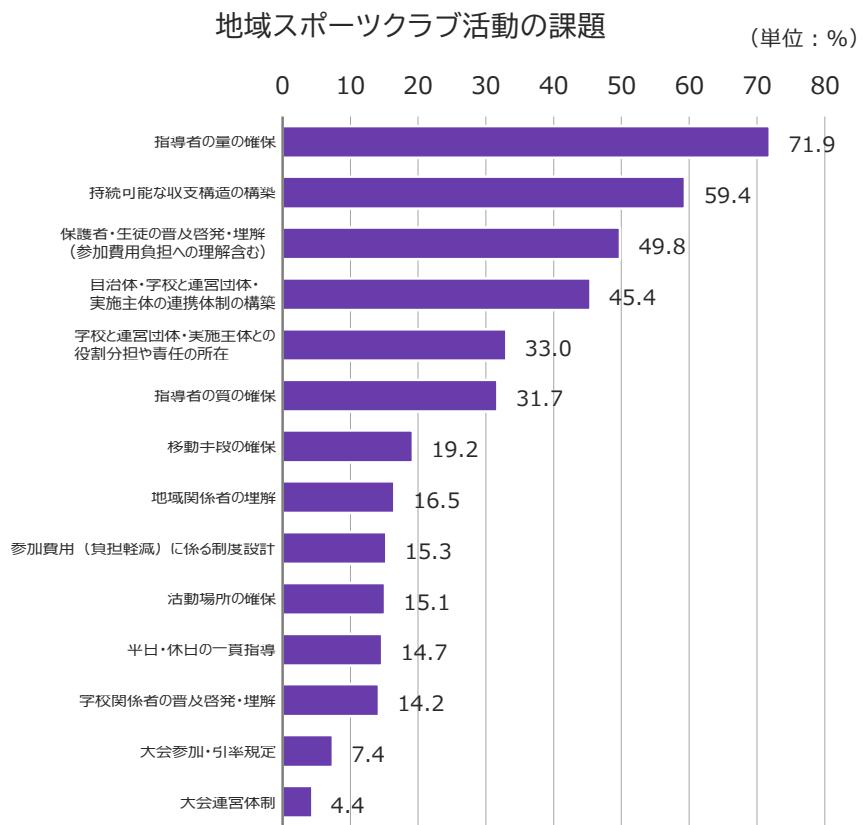
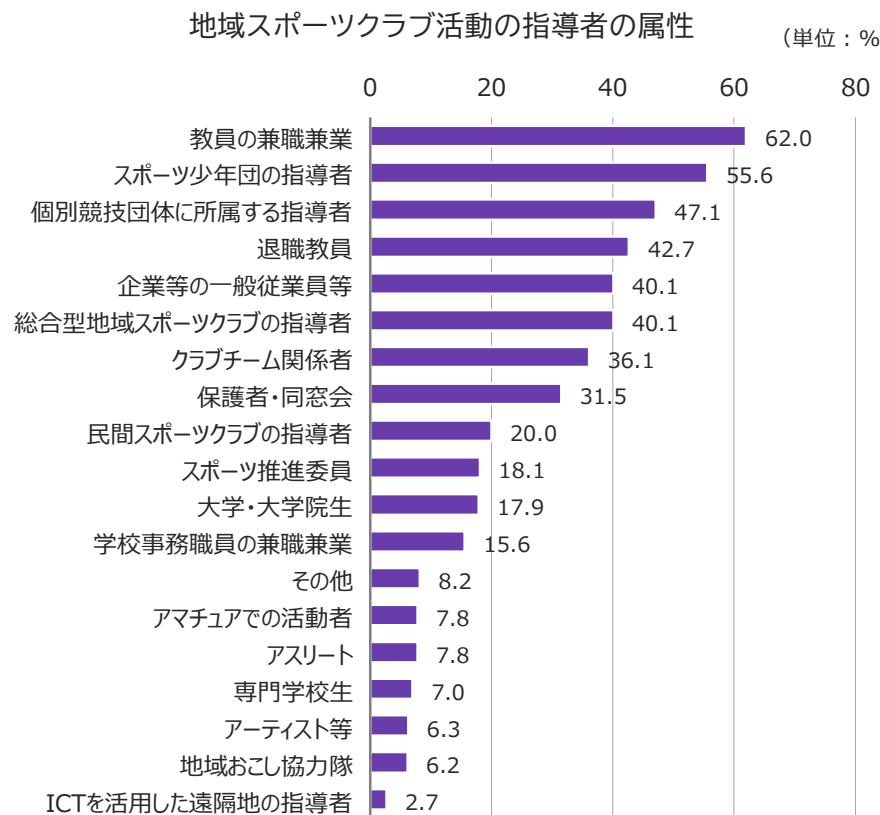
【出典】
株式会社日本政策投資銀行「わが国スポーツ産業の経済規模推計」



(2) スポーツに関する静岡県の姿（本県を取り巻く課題）

地域スポーツクラブ活動の指導者の属性および課題

地域コミュニティの拠点となる地域スポーツクラブにを支える指導者は、多くが教員やスポーツ少年団の指導者が担っていますが、指導者の確保が課題となっており、身近なスポーツの機会の提供に影響を及ぼしています。



【出典】

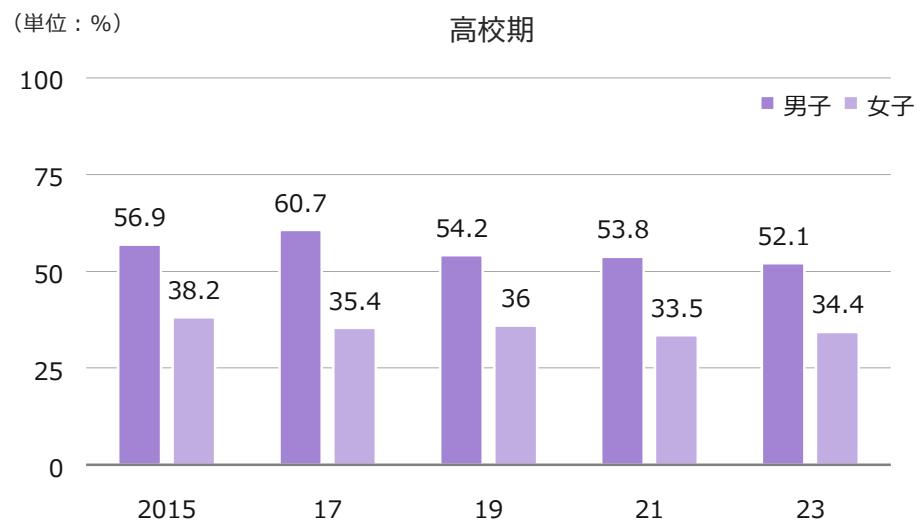
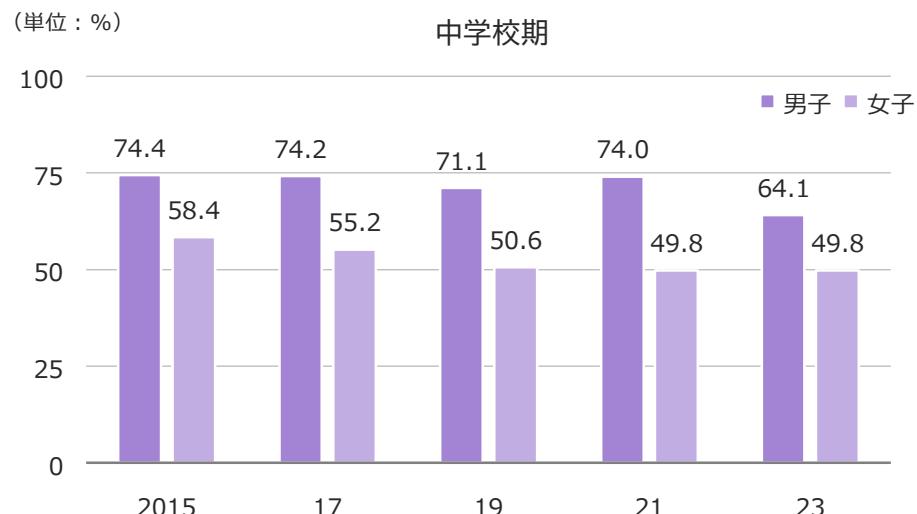
文部科学省「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果(確定値)」

(2) スポーツに関する静岡県の姿（本県を取り巻く課題）

学校運動部活動への加入率の推移

全国的に中学校での学校運動部活動の推移は、2015年度と比較すると、男女共に10pt程度減少しています。一方で、高校では顕著な減少傾向はみられません。

中学校の部活動の地域展開に伴い、生徒たちが地域においてスポーツを楽しむ機会を確保していく必要があります。



【出典】

笛川スポーツ財団「12～21歳のスポーツライフに関する調査」2023

(2) スポーツに関する静岡県の姿（本県を取り巻く課題）

e スポーツの普及拡大

デジタル化の進展に伴い新たにeスポーツも注目されるようになりました。

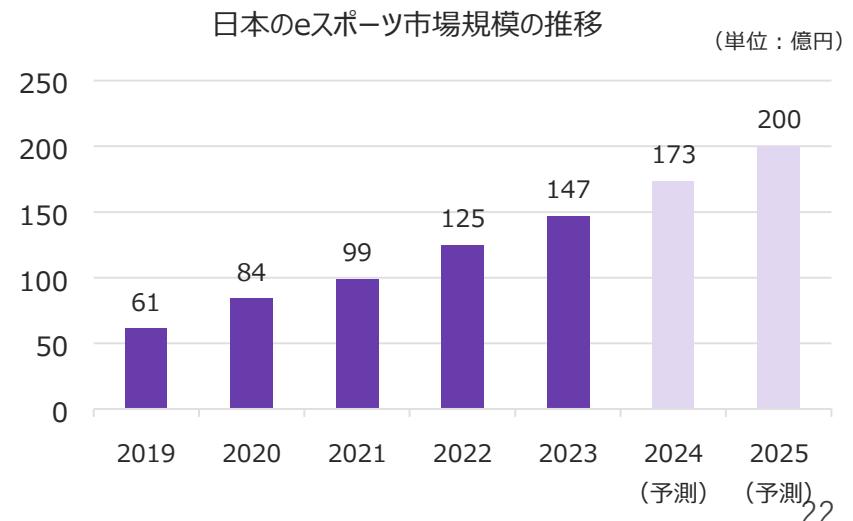
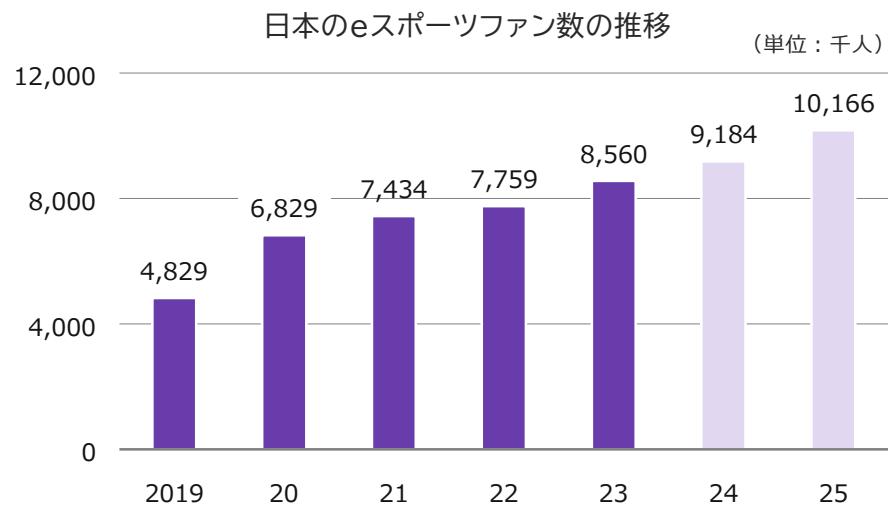
国内のeスポーツファンは年々増加しており、2025年には1,000万人を超える予測です。

日本におけるeスポーツの市場は近年着実に成長しつつあり、2025年には200億円に迫る勢いとなっています。今後も更なる成長も見込まれ、社会的な受け止め方も変化しています。

また、スポーツ基本法が改正(令和7年9月1日施行)され、新たにeスポーツをはじめとした、情報通信技術を活用したスポーツ機会の充実に関する規定が設けられました。



写真等



【出典】
一般財団法人日本eスポーツ連合「日本eスポーツ白書2024」

(2) スポーツに関する静岡県の姿（まとめ）

現計画の評価

- 成人のスポーツ実施率の低迷等により、スポーツによる健康づくりは遅れがみられるため、スポーツに親しむためのきっかけづくりを創出していきます。
- トップアスリートの活躍や障害者のスポーツ参加が進み、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて進んでいます。
- 大会・合宿の増加などにより、スポーツをする人見る人が増加しています。引き続きスポーツによる地域と経済の活性化を図り、地域の活力を醸成していきます。

第3章 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

Basic philosophy

オール静岡で実現する、スポーツによる県民のウェルビーイングの向上 ～県民が幸福を実感できる社会をつくります～

”遊び”から”競技”まで、それぞれの志向に応じ、体を動かすことを楽しむ環境がある

「する」「みる」「ささえる」スポーツに触れる環境が身近にある

性別、年齢、障害の有無等の区別無く、支え合いながら、スポーツに関わることができる

トップアスリートの活躍が子供たちに夢を与え、スポーツを通して人間性や多様な能力を育むことができる

地域の特色あるスポーツの取組や歴史に誇りを持つことができる

スポーツが一つの産業として成長し、そこで生まれる収益で地域のスポーツ活動が運営されるなど、経済の活性化により、地域の活力が生み出される好循環がある

(2) 基本方針

本計画の推進にあたっては、基本理念である「オール静岡で実現する、スポーツによる県民のウェルビーイングの向上」を実現するために、以下の2項目を基本方針とし、関係機関と連携しながら取り組みます。

基本方針

①スポーツによる豊かで、幸せな暮らし・社会の実現

乳幼児から高齢者まで幅広い世代への生涯スポーツの振興、スポーツ施設の利活用促進等により、理想とされる運動量のもと健康を維持し、充実した生活を送ることで県民が幸福を実感できる社会の実現へと繋げていきます。

本県を取り巻く 現状と課題

- ・ 平均寿命と健康寿命の乖離
- ・ 部活動の地域展開
- ・ デジタル化の進展
- ・ 共生社会の実現
- ・ ウェルビーイングの考え方の重視

スポーツの 力・意義

- ・ 体力の向上、健康増進により、より多くの県民が生涯にわたり健康的な暮らしを送ることができる。
- ・ スポーツを通じて、人間的な成長を促すとともに、相手を尊重し、思いやる精神が育まれる。

②スポーツの魅力による地域活力の醸成

地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進、スポーツ合宿や国際大会、加えて国の「スポーツの成長産業化」の推進に呼応し、スポーツ×他産業との融合によるスポーツビジネスの創出を図っていきます。

- ・ 様々な地域資源
- ・ 交流人口の創出
- ・ 地方創生
- ・ スポーツの成長産業化
- ・ eスポーツの普及拡大

- ・ スポーツをすること、みること、支えることを通じて、地域の活性化や産業の振興などをもたらし、地域の活力を醸成する。

第4章 具体的な施策の展開

(1) 体系図

基本理念 オール静岡で実現する、スポーツによる県民のウェルビーイングの向上～県民が幸福を実感できる社会をつくります～

基本方針	柱	施策
基本方針1 スポーツによる 豊かで、幸せな 暮らし・社会の実現	柱1 楽しさ・喜びにあふれる Sport in Life の実現	1. 子どもの運動習慣の確立 2. 成人期に地域社会や職場でスポーツに親しむためのきっかけづくり 3. 高齢期の健康長寿を支える身体活動・人ととの交流の推進
	柱2 スポーツを通じた誰もが 活躍できる社会の実現	4. 女性のスポーツ参画と障害者スポーツの裾野拡大 5. スポーツに親しむことができる場の提供と人材の確保
	柱3 スポーツにおける 人間性や競技力の向上 調整中	6. 静岡の未来を担うジュニア世代の個々に合わせた可能性の発掘と育成 7. 県民に夢や感動を与えるアスリート・パラアスリートの発掘・育成・支援 8. 選手の能力を引き出す指導者の資質向上
基本方針2 スポーツの魅力による 地域活力の醸成	柱4 スポーツによる 地域の活性化	9. スポーツを通じた賑わいの創出と交流人口の拡大
	柱5 スポーツの成長産業化	10. スポーツ市場の成長を地域スポーツの振興・地域活性化に繋げる好循環の創出

(2) 施策の展開



(2) 施策の展開

基本方針 1 スポーツによる 豊かで、幸せな 暮らし・社会の実現	柱 1 楽しさ・喜びにあふれる Sport in Life の実現	1. 子どもの運動習慣の確立 2. 成人期に地域社会や職場でスポーツに親しむためのきっかけづくり 3. 高齢期の健康長寿を支える身体活動・人ととの交流の推進
	柱 2 スポーツを通じた誰もが 活躍できる社会の実現	4. 女性のスポーツ参画と障害者スポーツの裾野拡大 5. スポーツに親しむことができる場の提供と人材の確保
	柱 3 スポーツにおける 人間性や競技力の向上 調整中	6. 静岡の未来を担うジュニア世代の個々に合わせた可能性の発掘と育成 7. 県民に夢や感動を与えるアスリート・パラアスリートの発掘・育成・支援 8. 選手の能力を引き出す指導者の資質向上

	指標	現況	目標
成果指標	成人の週1回以上のスポーツ実施率	2024年度 50.1%	>>> 毎年度 70%以上
活動指標	60歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	2024年度 61.2%	>>> 毎年度 70%以上

(2) 施策の展開

<施策1> 子どもの運動習慣の確立

子供の体力向上は、乳幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣を身に付けることが大切であり、ルールのある遊びやスポーツなどは、友達づくり等を通じて社会性を育てるきっかけを与えてくれます。子供がスポーツに取り組む環境を整え、日頃から運動やスポーツに親しむ機会を拡大するとともに、バランスのとれた子供の体力向上を図ります。

ファミリープレイプログラム等の活用

子供が、体を動かした遊びに取り組む習慣を身に付けるため、また、乳幼児期における運動の大切さを伝えるため、「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」、「ファミリー・チャレンジ・プログラム」及び「ふじのくに運動あそびプログラム」の活用を推進します。

新体力テストを活用した体力分析

効率的、効果的に子供の体力向上を図るため、新体力テストを活用して体力分析を行い、各自の目標設定が適切にできるようにします。

(2) 施策の展開

「子供の体力向上プログラム」の充実

「体力アップコンテストしづおか」※の活用促進や、「ふじさんプログラム」※の充実により、児童生徒の運動習慣の定着を図ります。

※体力アップコンテストしづおか

運動習慣の形成期に当たる小学校を対象に、学級単位や個人で記録に挑戦したり、体力づくりに取り組んだりすることにより、運動の日常化と体力向上を目指した静岡県独自のコンテスト

※ふじさんプログラム

体づくり運動やゲームなど、現場感覚を重視した運動プログラムのデータベース

運動部活動の指導体制充実

運動部活動の一層の推進を図るため、地域のスポーツ指導者の活用や運動部活動指導者の資質向上に向けた研修等を実施し、運動部活動の指導体制の充実に努めます。

中高生の運動部活動の活性化

生徒の多様な運動部活動の機会確保や学校の特色に応じた活動の充実を図るため、部活動指導員の配置など地域のスポーツ指導者等の活用を推進し運動部活動の活性化に努めます。

(2) 施策の展開

中学校の運動部活動における地域展開等

将来にわたって生徒が継続的にスポーツ活動に親しむ機会の確保・充実に向け、地域全体で関係者が連携して支えることにより、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障に努めます。

事故、傷害防止に向けた設備・用具の安全確保

スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図るため、設備・用具等の安全確保や、スポーツ医・科学の活用に努めます。

ニュースポーツ、マインドスポーツ※、eスポーツ等の推進

子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらずスポーツの持つ楽しさや人との交流等、多様な関わり方を持てるよう、静岡県レクリエーション協会等と連携してニュースポーツやマインドスポーツ、eスポーツ等を推進し、参加機会の提供や情報発信に取り組みます。



*「マインドスポーツ」

野球やサッカーなどの身体能力を生かした運動を伴うスポーツを「フィジカルスポーツ」と位置付けるのに対して、チェスや囲碁などの記憶能力や判断能力等の脳の身体能力を使うスポーツを「マインドスポーツ」として位置付けている。
なお、第18回アジア競技大会において、カードゲームである「コントラクトブリッジ」が競技種目として初採用されている。

(2) 施策の展開

<施策2> 成人期に地域社会や職場でスポーツに親しむためのきっかけづくり

関係団体と連携し、年齢や体力に関係なく、いつでも、どこでも楽しむことができ、誰でも気軽に取り組むことができるスポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図ります。また、企業が従業員の健康管理を経営的な視点で戦略的に実践する「健康経営」を推進するなど、企業の職場におけるスポーツの取組を支援します。

県民のスポーツに関する意識調査の実施、分析

成人のスポーツ参画人口を拡大するためには、効果的な方策を検討する必要があることから、成人のスポーツ実施の実態を的確に把握するため、県民のスポーツに関する意識について調査を実施し、分析します。

健康経営の推進による職場の健康づくり支援

働く世代の健康づくりを推進するため、企業・事業所における「健康経営」を推進し、職場でのスポーツを通じた運動習慣の改善・定着や食生活の改善など健康づくりに取り組む企業を支援します。

誰もがスポーツに親しむ機会の創出

県民誰もがスポーツに取り組む気運を盛り上げるため、「ふじのくにスポーツ推進月間」(10月1日～31日)を充実すると共に、県民がスポーツに親しむ機会を創出するため、「県民の日」などを記念した県民のスポーツ機会を提供します。

ニュースポーツ、マインドスポーツ、eスポーツ等の推進(再掲)

子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツの持つ楽しさやつながり、多様なかかわり方を持てるよう、静岡県レクリエーション協会等と連携してニュースポーツやマインドスポーツ、eスポーツ等を推進し、参加機会の提供や情報発信に取り組みます。

(2) 施策の展開

<施策3>高齢期の健康長寿を支える身体活動・人と人との交流の推進

高齢者が健康で生きがいを持ち、自立して暮らすことに寄与するスポーツの推進を図るため、関係機関や各市町、スポーツ団体等と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。

静岡県すこやか長寿祭(仲間とのスポーツの場)

健康長寿に意義のあるふれあいや交流を生むスポーツ活動を推進するため、「静岡県すこやか長寿祭」の開催など、仲間とともにスポーツができる場を提供します。

高齢者を対象とするスポーツ指導者の養成

高齢者の健康・体力づくりやスポーツ活動を支援するため、静岡県レクリエーション協会等と連携し、地域における高齢者指導に優れたスポーツ指導者の養成を図ります。

ニュースポーツ、マインドスポーツ、eスポーツ等の推進(再掲)

子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツの持つ楽しさやつながり、多様なかかわり方を持つよう、静岡県レクリエーション協会等と連携してニュースポーツやマインドスポーツ、eスポーツ等を推進し、参加機会の提供や情報発信に取り組みます。

(2) 施策の展開

基本方針 1 スポーツによる 豊かで、幸せな 暮らし・社会の実現	柱 1 楽しさ・喜びにあふれる Sport in Life の実現	1. 子どもの運動習慣の確立 2. 成人期に地域社会や職場でスポーツに親しむためのきっかけづくり 3. 高齢期の健康長寿を支える身体活動・人ととの交流の推進
	柱 2 スポーツを通じた誰もが 活躍できる社会の実現	4. 女性のスポーツ参画と障害者スポーツの裾野拡大 5. スポーツに親しむことができる場の提供と人材の確保
	柱 3 スポーツにおける 人間性や競技力の向上 調整中	6. 静岡の未来を担うジュニア世代の個々に合わせた可能性の発掘と育成 7. 県民に夢や感動を与えるアスリート・パラアスリートの発掘・育成・支援 8. 選手の能力を引き出す指導者の資質向上

	指標	現況	目標
成果指標	スポーツが人ととの交流に効果があると考える 県民の割合	2024年度 34.9%	>>> 毎年度 55%以上
活動指標	多様な年代が参加できるスポーツイベント数	2024年度 458件	>>> 2028年度 440件以上
活動指標	成人女性の週1回以上のスポーツ実施率	2024年度 50.6%	>>> 毎年度 70%以上
活動指標	静岡県障害者スポーツ大会への参加者数	2024年度 2,174人	>>> 2028年度 3,000人以上
活動指標	ネットワーク型障害者スポーツセンターへの登録施設数	2024年度 0施設	>>> 2028年度 100施設

(2) 施策の展開

<施策4>女性のスポーツ参画と障害者スポーツの裾野拡大

出産や育児により、女性がスポーツをする習慣を断たれることがないよう、子育て中の保護者もスポーツをしやすい環境整備に努めるとともに、障害のある人もともにスポーツを楽しむことができる機会を拡大します。

家族でスポーツに参加する機会の創出

子育て世代の保護者が、スポーツを含めて自分自身の余暇活動に時間を割くことに対して、周囲の充分な理解を得ることが難しい状況があります。そこで、子供のスポーツ活動と一緒に参加できるプログラムの提供や同じ会場でのスポーツ教室の開催などを、市町や地域スポーツクラブの関係者と検討するとともに、生涯を通じてスポーツをすることの意義を周知するよう努めます。

女性アスリートの活躍支援

女性アスリート特有の課題解決に向けて、女性アスリートや指導者に対して、婦人科医やスポーツドクター等の専門家による講習会や支援プログラムの提供等による支援を行います。

障害のある人が安全にスポーツを行うための環境づくり

障害のある人が日頃からスポーツに親しむため、県、市町、民間スポーツ施設をつなぐネットワーク型障害者スポーツセンター構成施設を増やし、障害のある人の身近な地域でのパラスポーツ活動をすすめます。

(2) 施策の展開

障害者スポーツに親しむ機会の提供

障害のある人のスポーツ推進を図るため、(公財)静岡県障害者スポーツ協会や市町、スポーツ施設等と連携して、障害者スポーツ教室の開催、県大会の開催、全国大会への選手団の派遣等の事業に取り組みます。

障害者スポーツの指導者の育成

障害のある人のスポーツ活動の充実を図るため、(公財)静岡県障害者スポーツ協会と連携し、健康や安全管理に配慮した指導を行う「初級パラスポーツ指導員」の養成に努めます。また、県内各地のスポーツ施設が行うスポーツ教室やイベント等にパラスポーツ指導員を派遣するなど活動機会の拡大に努めます。

特別支援学校生徒と地域スポーツ関係者との連携

特別支援学校において、障害のある生徒が、障害の種別及び程度に応じ、自主的かつ積極的に学校体育活動ができるよう地域のスポーツ関係者との連携を促進するなど環境の整備に努めます。

障害のある人との人が一緒にスポーツに参加する機会の提供

スポーツを通じて、障害のある人への理解、共感、敬意を備えた地域社会を実現するため、障害のある人との人が一緒に参加できるスポーツ教室等の機会の拡大に努めます。

(2) 施策の展開

<施策5>スポーツに親しむことができる場の提供と人材の確保

スポーツ施設の機能充実を図り、多くの人が安全で安心してスポーツに親しむことができる環境を整備します。

■ スポーツの場の提供

県内各地域のスポーツ拠点として、指定管理者と連携して施設の適切な維持管理に努めることで、県民がスポーツに親しむ場の提供に取組みます。なお、**eスポーツを体験できる場を含め**、今後のスポーツ施設のあり方について、官民連携のうえ幅広く検討を行います。

■ 県立スポーツ施設の魅力向上

県民の多様なスポーツニーズに応えるため、指定管理者と連携してスポーツイベントの誘致や、各種スポーツ教室等のプログラムの提供に努めます。

■ 県立スポーツ施設の機能充実

地域のスポーツ拠点として、利用者のニーズに的確に対応するため、指定管理者と連携してスポーツイベントの誘致や、各種スポーツ教室等のプログラムの提供に取り組むとともに、生涯スポーツの促進や障害者スポーツの振興に向けた施設改修を進めます。

■ 地域スポーツ活動充実のための市町スポーツ推進委員の資質向上

地域におけるスポーツ活動の充実を図るため、実技研修会等を開催し、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターという役割に対応できるようスポーツ推進委員の資質向上を図ります。

(2) 施策の展開

基本方針 1 スポーツによる 豊かで、幸せな 暮らし・社会の実現	柱 1 楽しさ・喜びにあふれる Sport in Life の実現	1. 子どもの運動習慣の確立 2. 成人期に地域社会や職場でスポーツに親しむためのきっかけづくり 3. 高齢期の健康長寿を支える身体活動・人ととの交流の推進
	柱 2 スポーツを通じた誰もが 活躍できる社会の実現	4. 女性のスポーツ参画と障害者スポーツの裾野拡大 5. スポーツに親しむことができる場の提供と人材の確保
	柱 3 スポーツにおける 人間性や競技力の向上	6. 静岡の未来を担うジュニア世代の個々に合わせた可能性の発掘と育成 7. 県民に夢や感動を与えるアスリート・パラアスリートの発掘・育成・支援 8. 選手の能力を引き出す指導者の資質向上

	指標	現況	目標
成果指標	スポーツが豊かな人間性の育成に効果があると考える 県民の割合	2024年度 22.4%	>>> 毎年度 35%以上
活動指標	トップアスリート支援及びパラアスリート支援対象選手の 世界選手権入賞者数	2024年度 12人	>>> 2028年度累計 60人
活動指標	国民スポーツ大会出場種目数	2024年度 212種目	>>> 毎年度 231種目以上
活動指標	日本スポーツ協会登録コーチ3及びコーチ4の指導者数	2024年度累計 1,244人	>>> 2028年度累計 1,450人

(2) 施策の展開

<施策6>静岡の未来を担うジュニア世代の個々に合わせた可能性の発掘と育成

国際競技大会や国民体育大会をはじめとする各種全国大会において、本県出身選手が活躍できるよう、ジュニア世代からの競技力の底上げを図るため、ジュニア選手の発掘、育成を推進します。

発達段階に応じた育成・強化

本県から世界に羽ばたく選手を育成するため、各競技団体等における組織的・計画的な選手育成プログラムの整備を促進し、発達段階に応じたジュニア期からの継続的な指導体制の構築を目指します。

学校や地域への各分野のスペシャリストの派遣

スポーツに取り組むジュニアを育成するため、各競技のトップアスリートから直接指導を受ける機会を設けるとともに、メンタルトレーニングやフィジカルトレーニング、栄養指導等の専門家を学校や地域に派遣し、広くジュニア世代の競技力の底上げを図ります。



(2) 施策の展開

育成、強化に向けたトップアスリートの派遣

世界で活躍する本県関係のトップアスリートを強化合宿やジュニア育成の練習会、競技大会等に派遣するなど、直接触れ合う機会を創出し、ジュニアアスリートの意欲を高め、競技力の向上を図ります。

世界に羽ばたく可能性のあるジュニアアスリートの活動支援

本県スポーツ界の最前線として大きな推進力を持ち、国内外で活躍するジュニアアスリートを育成するため、強化合宿や遠征等の活動を支援します。

多くの競技を体験する機会の創出

新たな可能性を発見するため、県内スポーツチームや関係競技団体と協力して各種競技の体験教室を実施することで、ジュニアの適性に応じた競技種目を選択する手助けをします。競技人口が少ない競技については、競技団体が、民間の人材の協力を得て、競技に触れる機会を創出し、競技力向上を図ります。

競技力向上に向けた学校運動部活動の支援

ジュニアの計画的な強化を図るため、県中学校体育連盟や県高等学校体育連盟などと連携を図り、全国で優勝や入賞を期待される学校の運動部活動等に対して、トレーナーの派遣や強化遠征等の支援を行います。

(2) 施策の展開

学校教育活動の一環としての運動部活動の実施

教育課程との関連を図りながら、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育成する運動部活動を推進します。

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた地域スポーツクラブの実施

体力を向上させ、公正さと規律を学ぶ態度や克己心を培い、豊かな人間性を育み、生涯にわたってスポーツに関わるために必要な資質・能力を育てる地域スポーツクラブの普及を支援します。

スポーツと医・科学との連携

ハイパフォーマンスセンターを使ったジュニア世代向けのトレーニングの開発など、医療施設や大学などの産学官医連携体制を構築し、本県独自のスポーツ医・科学機能の実現を目指します。

体づくりに関するスポーツ食育支援

競技を始めた子供達やジュニアアスリート及びその保護者を対象に、競技力の向上に必要不可欠である体づくりに関するスポーツ食育に触れる機会を創出します。

(2) 施策の展開

<施策7>県民に夢や感動を与えるアスリート・パラアスリートの発掘・育成・支援

世界を舞台に活躍できるトップアスリートを育成・支援するため、日常のコンディション調整やフィジカルチェック等の強化活動を支援するとともに、競技活動を続ける拠点として本県が選択されるよう、魅力的な環境づくりを進めます。

オリンピック・パラリンピック等での活躍を目指すトップアスリートの活動サポート

オリンピック・パラリンピック等で活躍し、県民に明るい夢と希望、感動をもたらすトップアスリートを育成するため、国内外で行う合宿や遠征、日常のコンディション調整やフィジカルトレーニング等の強化活動をサポートしていきます。

国内主要大会において優秀な成績を収めるための強化活動の支援

国民スポーツ大会をはじめとする各種全国大会において、本県出身者が活躍できるよう、ジュニアから成人まで体系的な選手強化や指導者の資質向上を図る取組を支援します。



(2) 施策の展開

■ スポーツ医・科学を有効活用したアスリート支援

多くのアスリートや指導者がスポーツ医・科学の専門的な知識を深め、年代やレベルに応じた適切な活用ができるよう、関係団体と連携して専門講習会を開催するなど、スポーツ医・科学の有効活用を推進します。

■ 強化練習会、合宿等の支援

パラアスリートの競技力向上を目的として、中・上級者向けの強化練習会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会において、参加選手が活躍するよう、事前に合宿を開催するほか、関係団体等と強化方法を検討するなど、パラアスリートを支援します。

■ パラアスリート発掘のための体験会を開催

障害者スポーツの次世代を担うパラアスリートを発掘するため、リハビリ施設等において、パラリンピック等の競技スポーツを体験する機会を提供します。

■ 全国障害者スポーツ大会へ選手団の派遣の支援

(公財)障害者スポーツ協会と連携し、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣を継続的に行うことにより、選手強化、競技人口拡大に繋げ、障害のある人のスポーツの推進を図ります。

(2) 施策の展開

<施策8>選手の能力を引き出す指導者の資質向上

講習会や研修会を受講することにより、指導者が専門性を高め、年代やレベルに応じた適切な指導ができ、選手の能力を引き出す指導者の育成を図ります。また、指導者として、引退したアスリートの活用についても積極的に進めていきます。

国内外のトップクラス指導者の招聘

将来を見据えた継続的な指導体制を構築するため、トップクラス指導者の招聘をすることにより強化練習・強化合宿において、トップレベルの指導法を学ぶ研修会などを実施したり、各年代の指導者交流を活発に行ったり、指導技術や選手の情報を共有することで、心身の発達段階に配慮できる指導者を養成します。

上級コーチ等の指導者資格取得、専門研修会への参加支援

国民スポーツ大会に監督として参加できる人材を育成するため、中央競技団体が行う講習会や研修会に指導者が受講することを支援し、専門性を高め、資質の向上を図ります。また、競技団体と連携して、ライセンス保持者のリフレッシュ研修の充実など、指導者が常に情報を更新していくことができる環境を整備し、指導者の資質向上を図ります。

ジュニア期のスポーツ・インテグリティの基盤整備

ジュニア選手の健全な心身の発達を図るため、スポーツ関係団体と連携し、ドーピング防止活動・ライフスキル教育等の研修会を開催するなど、フェアプレイの精神を育むとともに、スポーツ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)の基盤の整備を推進します。

スポーツ医・科学研究の成果の活用

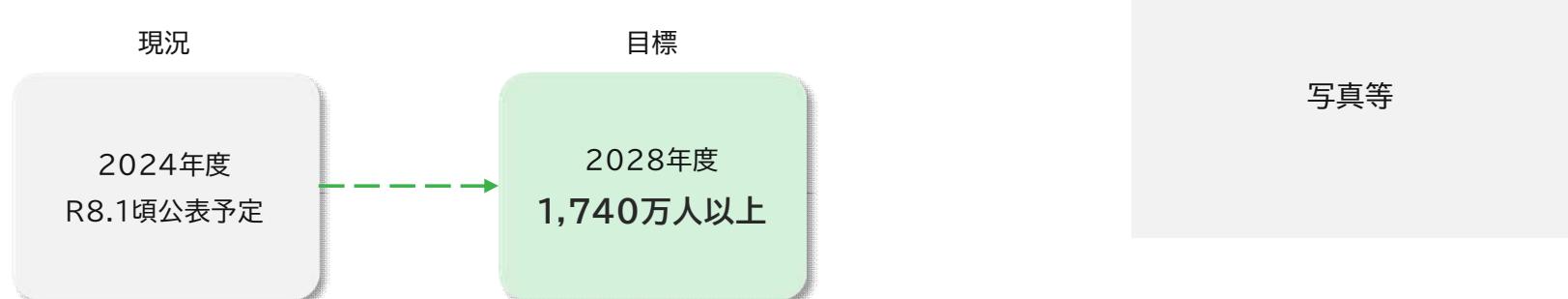
大学や市町等と連携し、選手のフィジカルデータ等を強化プログラムで活用している取組例の紹介や、競技力向上に役立つ情報、スポーツ医・科学研究の成果等を競技関係者にフィードバックするとともにスポーツ合宿誘致のツールとして活用を図ります。

(2) 施策の展開

<p>基本方針2</p> <p>スポーツの魅力による 地域活力の醸成</p>	<p>柱4</p> <p>スポーツによる 地域の活性化</p>	<p>9. スポーツを通じた賑わいの創出と交流人口の拡大</p>
	<p>柱5</p> <p>スポーツの成長産業化</p>	<p>10. スポーツ市場の成長を地域スポーツの振興・地域活性化に繋げる好循環の創出</p>

成果指標

県内施設・大会等でスポーツを
する人、みる人の人数



(2) 施策の展開

基本方針2 スポーツの魅力による 地域活力の醸成	柱4	スポーツによる 地域の活性化	9. スポーツを通じた賑わいの創出と交流人口の拡大
	柱5	スポーツの成長産業化	10. スポーツ市場の成長を地域スポーツの振興・地域活性化に繋げる好循環の創出

	指標	現況	目標
成果指標	スポーツが地域の活性化に効果があると考える県民の割合	2024年度 16.0%	>>> 毎年度 20%以上
活動指標	県内における大会・合宿開催件数	2024年度累計 1,534件	>>> 2028年度累計 1,865件
活動指標	スポーツを活用したまちづくりに取り組む市町数	2024年度累計 16市町	>>> 2028年度累計 20市町

(2) 施策の展開

<施策9>スポーツを通じた賑わいの創出と交流人口の拡大

県内各地で展開される様々なスポーツイベントや大会やスポーツによるまちづくりを進め、賑わいの創出と交流人口の拡大につなげます。

市町のスポーツによるまちづくりの実現

各地域の資源を活かした、市町におけるスポーツによるまちづくりの実現を目指します。

大規模大会・合宿を活用した国際交流

多様な国・地域との国際交流等を継続的に実施するため、東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機とした、市町で受け入れた事前キャンプの実績などの地域資源を活用した国際交流を継続していきます。

市町や地域スポーツコミッショնへの支援

テーマ性を持ち、地域の民間企業や自治体が協働できる魅力ある大会を開催する体制を整備し、地域と経済の活性化を図ります。

(2) 施策の展開

スポーツボランティア活動への参加の促進

スポーツを通じて、県民の社会貢献活動への参画意欲を高めるため、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックで活躍したボランティアを中心に情報提供等を通してスポーツイベント運営支援のためのボランティア活動への参加を促すなど、スポーツを支える活動への参加を促進します。

地域スポーツクラブ等の推進

地域におけるスポーツ活動の充実を図るため、県スポーツ協会と連携し、県広域スポーツセンターによる研修会の実施等により、地域スポーツクラブの取組を支援します。また、県スポーツ推進委員連絡協議会と連携した実技研修会の開催等により、スポーツ推進委員の資質向上に繋がる取組を支援します。

大規模スポーツイベント開催レガシーを継承した取組

東京オリパラ2020等で蓄積された知見や各市町とのつながりを引き継ぎながら、大会会場等を活用した大会の開催や合宿誘致に取り組みます。

サイクルスポーツの聖地づくり(※名称検討中)

県モデルルートのサイクリング環境の整備及び県モデルルートを活用した地域活性化の取組を関係者と連携して進めます。

(2) 施策の展開

基本方針2 スポーツの魅力による 地域活力の醸成	柱4 スポーツによる 地域の活性化	9. スポーツを通じた賑わいの創出と交流人口の拡大
	柱5 スポーツの成長産業化	10. スポーツ市場の成長を地域スポーツの振興・地域活性化に繋げる好循環の創出

	指標	現況	目標
成果指標	静岡県内のスポーツ市場規模	2024年度 2,863億円	2028年度 3,480億円
活動指標	プロスポーツ関連市場規模	2024年度 646億円	2028年度 747億円
活動指標	スポーツツーリズムの拡大関連消費額	2024年度 1,210億円	2028年度 1,400億円

(2) 施策の展開

<施策10>スポーツ市場の成長を地域スポーツの振興・地域活性化に繋げる好循環の創出

”みる”スポーツの拡大による地域スポーツへの還元や、スポーツと他産業を融合する仕組みを通じて、スポーツ分野における市場規模の拡大を図ります。

”みる”スポーツの拡大を通じた地域への好循環の創出

スポーツチームの魅力発信など、スポーツファン拡大に向けた取組により、チームを応援する人の増加や地域における経済活動の活発化を図り、スポーツ市場規模の拡大につなげます。

県内産業とスポーツ分野の共創事業展開

オール静岡でスポーツの成長産業化を推進するため、スポーツに関係する多くの主体が集う、プラットフォームを構築し、オープンイノベーションを促進します。また、マッチングコーディネーターを設置し、県内のスポーツ資源とスタートアップの結び付けを図り、新たなスポーツビジネス創出を支援します。

eスポーツを活用した交流人口の拡大と関連産業の創出

リアルスポーツとバーチャルスポーツとの融合イベントの実施など、スポーツの新しい楽しみ方の提案により、交流人口の拡大を図ります。若年層の関心が高く、市場規模の拡大が見込まれるeスポーツ関連ビジネスでの産業創出を目指します。

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条—第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条—第二十四条の二)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十八条)

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等(第二十九条—第二十九条の五)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十六条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人ととの交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与える、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなの形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようによることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようになるとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものあり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取ることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

(令七法七一・一部改正)

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(令七法七一・一部改正)

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

3 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二六法七六・令七法七一・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一條 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

(令七法七一・一部改正)

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

(令七法七一・一部改正)

第十五条 削除

(令七法七一)

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(令七法七一・一部改正)

(スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。

(令七法七一・追加)

(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令七法七一・追加)

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。以下この項において同じ。)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。)その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(令七法七一・追加)

(高等学校の生徒のスポーツの推進)

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。)の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令七法七一・追加)

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(令七法七一・追加)

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令七法七一・一部改正)

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(令七法七一・一部改正)

(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(令七法七一・追加)

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

(令七法七一・追加)

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三〇法五六・令七法七一・一部改正)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受け入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になれるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。第二十九条の五第一項において同じ。)、公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(平三〇法五六・令七法七一・一部改正)

(企業等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(令七法七一・一部改正)

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

(令七法七一・節名追加)

(暴力等の防止)

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。)、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等(次項において「暴力等」という。)によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

(令七法七一・全改)

(スポーツに係る競技の不正な操作等の防止)

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令七法七一・追加)

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令七法七一・追加)

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(令七法七一・追加)

(スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等)

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

(令七法七一・追加)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るために、社会的信望があり、スポーツに関する深い关心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一條から第十三條までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(平三〇法五六・一部改正)

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

(スポーツの振興のために必要な資金等)

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るために措置を講ずるものとする。

3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

(令七法七一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。